

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	インサイダー取引規制の見直し	府省名	金融庁
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	金融商品取引法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input checked="" type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
規制の目的、内容及び必要性		<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
費用の分析	遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
便益の分析		<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
費用と便益の関係の分析		<input type="checkbox"/> 費用便益分析 <input type="checkbox"/> 費用効果分析 <input type="checkbox"/> 費用分析 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析 <input type="checkbox"/> 分析なし					①
代替案	代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし					
	代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較 <input type="checkbox"/> 費用で比較 <input type="checkbox"/> 便益で比較 <input type="checkbox"/> 比較なし					
レビューを行う時期又は条件		<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					

【課題の説明】

① 費用と便益の関係の分析

費用と便益の関係の分析について、「遵守費用及び行政費用について、合併又は会社分割の場合に新たな費用が発生するが…新たな費用の発生は限定的であると考えられる。一方…便益の増加というプラスの効果は、若干の費用の増加というマイナスの効果を上回ると考えられ、本案による改正は適当といえる。」と記載しているが、本件規制により、企業において合併等を延期するなど、円滑な組織再編を阻むおそれもあると考えられるところ、「新たな費用の発生は限定的である」とする根拠について、評価書における説明が不十分であるため、この点を踏まえて本件規制によって得られる便益が費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある（本項目については、金融庁から別紙のとおり補足説明がなされた。）。

【点検結果表の別紙】

《金融庁の補足説明》

① 費用と便益の関係の分析

遵守費用及び行政費用については、「インサイダー取引の危険性が典型的に低い場合を除き」発生するとしているところ。当該インサイダー取引の危険性が典型的に低い場合とは、合併等により承継される資産の帳簿価額に占める割合が特に低い場合として、一定割合未満である場合等であり、この一定割合とは、今後内閣府令で定めるものではあるが、金融審議会金融分科会インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ報告書（注）では、20%未満とされている。すなわち、これらの費用が発生するのは、「承継資産に占める上場株券等の割合が20%以上」の場合であり、こうした場合に該当するケースは限定的であると考えられる。したがって、費用と便益の関係の分析に記載しているとおおり、「インサイダー取引の危険性が典型的に低い場合を幅広く当該規制の適用除外とするため、新たな費用の発生は限定的」であり、便益が費用を上回ると考えられる。

（注）「企業のグループ化に対応したインサイダー取引規制の見直しについて」（平成23年12月15日公表）